

## アルヴァレス裁判官の反対意見 (1)

桑原輝路

### 1

チリの国際法学者アレハンドロ・アルヴァレス (Alejandro Alvarez)<sup>(1)</sup> はいうまでもなく「新国際法」 (Droit International Nouveau)<sup>(2)</sup> の首唱者として著名である。アルヴァレスは1946年2月6日に国際司法裁判所の裁判官に選挙され、1955年2月5日にその任期をおえた。この間、一二の判決と八つの勧告的意見に関与し、三つの判決と四つの勧告的意見において反対意見を、また三つの判決と二つの勧告的意見において同意意見を述べている。<sup>(3)</sup> アルヴァレスは「国際司法裁判所の裁判官として彼の理論をテストする機会をもった」<sup>(4)</sup> わけである。

(1) アルヴァレスの経歴、業績、学説等については A. de La Pradelle, *Maitres et Doctrines du Droit des Gens*, 2<sup>e</sup> édition, 1950, p. 423—440.

(2) アルヴァレスには1900年チリにおいて出版された最初の著作「政治および法研究の改革」 (*Reforma de los estudios políticos y juridicos*) 以来、百余の著書があるが最も新しいものとしては、昨年パリにおいて出版された「現代人民生活との関連における新国際法」 (*Le Droit International Nouveau dans ses rapports avec la vie actuelle des peuples*, 636 p., 1959.) の大著がある。 *Revue Générale de Droit International Public*, 1959, N<sup>o</sup> 3, p. 573—577 にデュピュイ (Jean Dupuy) による同書の詳細な紹介がある (なお、デュピュイ教授は1958年パリ大学高等国際研究学院において *Les principes fondamentaux du droit international dans la doctrine de M. Alejandro Alvarez* 題して講義をおこなっている)。なお、国際法外交雑誌58巻5号 103—108頁に同書の簡単な紹介をおこなった。

(3) William Samore, *The New International Law of Alejandro Alvarez*, *American Journal of International Law*, Vol. 52, No.1. p. 41.

新国際法論を展開したのものとしてとくに重要とおもわれるのは、ここにとりあげる国連加入に関する総会の権限についての1950年3月3日の国際司法裁判所の勧告的意見に際して述べられた反対意見のほかに、国連加入に関する1948年5月28日の勧告的意見に際して述べられた個人的意見、コルフ海峡事件に関する1949年4月9日の判決に際して述べられた個人的意見、南西アフリカの国際的地位に関する1950年7月11日の勧告的意見に際して述べられた反対意見等がある。

(4) W. Samore, *ibid.*, A. J. I. L. Vol. 52, No.1, 1, p. 41.

ここでは「国際連合への国家の加入に対する総会の権限」についての国際司法裁判所の1950年3月3日の勧告的意見に際して述べられたアルヴァレスの反対意見を通して、彼の新国際法論の具体的事項への適用の一例を考察したいとおもう。従ってここでの考察の中心は国連加入問題ではなく、ひとつの具体的事項に関連して述べられたアルヴァレスの新国際法論である。

## 2

アルヴァレスの反対意見を述べるまえに、1950年3月3日の国際司法裁判所の勧告的意見は、いかなる問題について求められたものであり、またその意見はいかなるものであったかについて一言しておく必要がある。

1950年3月3日の勧告的意見は、1949年11月22日の総会決議により、国際連合加入問題における総会の権限を明確にするために、総会によって求められたものである。すなわち総会は「候補国が所要多数をえられなかったために、また一常任理事国がその国の加入を勧告する決議に反対投票したために、安全保障理事会がその国の加入を勧告しなかったときは、憲章第4条2項により総会の決定でその国は国際連合のメンバーとして加入を認められることができるか<sup>(1)</sup>」という問題について国際司法裁判所の勧告的意見<sup>(2)</sup>を求めた。

(1) COUR INTERNATIONALE DE JUSTICE, Recueil des Arrêts, Avis Consultatifs et Ordonnances, Compétence de l'Assemblée Générale pour l'Admission d'un Etat aux Nations Unies, AVIS CONSULTATIF DU 3 MARS 1950, p. 5.

(2) これは国連加入の手續を規定する憲章第4条2項の解釈に関して総会が国際司法裁判所に勧告的意見を求めたものであるが、それよりまえに総会は、加入条件を規定する第4条1項の解釈に関して勧告的意見を求めている。

国連加入の第一段階である安全保障理事会の勧告段階において、ソ連はしばしば拒否権を行使し、総会の不満をかっていた。そしてそのようなソ連の行動は憲章第4条1項に明記されている規準とは別個の全く無関係な考慮にもとづいてなされているようにおもわれた。そこで総会は、第4条1項に規定されている条件以外の条件にかかわらせてある国の国連加入に同意することができるか、という問題について国際司法裁判所の勧告的意見を求めることにした(1948年1月17日決議)。それに対して裁判所は、1948年5月28日の勧告的意見において、国連加盟国は第4条1項に明文をもって規定されていない条件にかかわらせてある国の加入に同意することは許されず、とくに同条項に掲げてある条件がその国によって充足されていることを承認しながら、その賛成投票をその国とともに他の国を国連に加入させるという追加条件に従わせることはできないという否定的な意見を述べた。\*

それに対して裁判所は、一二対二をもって、候補国が所要多数をえられなかったために、また一常任理事国の反対投票のために安全保障理事会が加入の勧告をしなかったときは、「憲章第4条2項により総会の決定で、その国は国際連合のメンバーとして加入を認められえない<sup>(1)</sup>」と否定的な意見を表明した<sup>(2)</sup>。

アルヴァレスとアズェヴェドゥ (Azevedo) の二人の裁判官が反対意見を述べたが、つぎにアルヴァレスの反対意見を紹介しよう<sup>(3)</sup>。

\* このような裁判所の勧告的意見にもかかわらず、また国連加入について投票権を行使するにあたっては、加盟国はこの勧告的意見に従って行動すべきであるとの総会の勧告 (1948年12月8日決議) にもかかわらず、ソ連は態度を改めなかった。そして1949年9月13日安全保障理事会におけるオーストリア、セイロン等九カ国の加入申請の再審議に際し、一一理事国のうち九理事国までが支持したにもかかわらず、ソ連の連続拒否権にあってそれらの諸国が失格するに及んで、上述の1949年11月22日の総会決議となり、それに対する1950年3月3日の勧告的意見となったのである。

(1) C. I. J. *ibid.*, p. 10.

(2) 勧告的意見のこのような結論に先立って、いくつかの理由が述べられている。

すなわち裁判所は、第4条2項は「その自然かつ通常の意味」を確かめるのに、なんらの困難もみいだされない全く疑問の余地のない明白な規定であるとして次のように述べている。第4条2項によれば、加入が実現されるためには、安全保障理事会の「勧告」と総会の「決定」という二つのことが要求されるわけであって、勧告が決定に先行すべきことは理の当然である。「勧告」(recommendation)とそのまえの「基いて」(sur, upon) の語には勧告が加入決定の基礎となるという、すなわち決定は勧告に依拠するものであるという意味が含まれている。これら二つの行為は、第4条2項にもとづく国際連合による判断を成立させるためには不可欠のものである。第4条2項の意味するところは、加入は安全保障理事会の勧告にもとづいてのみ総会によって決定されうるということである。すなわち加入が実現されるためには二つの機関の協同行為が要求されるのであって、同条項はそれら二つの機関それぞれの役割を定めているものである。換言すれば、安全保障理事会の勧告は、総会の決定——それによって加入が行われる——の前提条件である (C. I. J. *ibid.*, p. 7—8.)。

裁判所は第4条2項の解釈についてこのように述べるのであるが、この結論の正当さをまた他の面、すなわち憲章上の調和 (l'économie de la Charte)、とりわけ憲章が総会と安全保障理事会との間に設定した関係という面からも立証している。そして安全保障理事会の勧告なくしてある国をメンバーとして加入させる権限を総会に認めるということは、憲章が安全保障理事会に委ねている重要なひとつの権限を安全保障理事会から奪うことになるだろうし、また国際連合の本質的な機能の一つの行使のなかにおける安全保障理事会の役割を殆んど滅殺することになるであろうと述べている (C. I. J. *ibid.*, p. 8—9)。

なお、このような国連加入問題が提起された事情、背景、裁判所の意見、その効果、影響等についての詳細は、

皆川洗「国連加入問題に関する国際司法裁判所の勧告的意見について」国際法外交雑誌 50巻2号 1—27頁。

(3) C. I. J. *ibid.*, p. 12—21.

## 3

アルヴァレスは総会の役割を積極的なものとみ、国連加入に関し、候補国が安全保障理事会において所要票数はえられたにもかかわらず、一常任理事国の拒否権にあったために、安全保障理事会がその国の加入の勧告をなさなかった場合には、総会はその拒否権を鑑定し、拒否権の行使に濫用があったかどうかについて判断を下すことができると述べている。そして拒否権の濫用があった場合には、総会は安全保障理事会の勧告なしに加入の承認を決定することができるという意見を表明している。これが彼の反対意見の結論であるが、このような結論はどのような論拠によって導かれたものであろうか。

アルヴァレスは反対意見の冒頭において、1949年11月22日に総会が国際司法裁判所に勧告的意見を要請した問題は、いわゆる「拒否権」に関する問題であり、従って国際連合憲章の解釈に関する問題であるから、国際法におけるひとつの新しい事項に関するものである、従ってそのような問題は伝統的古典的国際法の規則によって解決さるべきではなく、現に形成されつつあるところの法、すなわち新国際法によって解決さるべきであると述べている。そして国際司法裁判所は現に存在するところの法を適用すべきであることはいうまでもないが、その法自身が現在急速に発展しつつあり、いわゆる新国際法が形成されつつある。また国際司法裁判所は第三回国連総会の決議171号によって、常設国際司法裁判所には認められなかったところのひとつの任務、すなわち法を発展させる任務、従って法を創造する任務を認められた。従って新しい局面をまとっている古い問題についても、また全く新しい問題についても、裁判所は伝統的国際法によってではなく、現に形成されているところの、また裁判所が創造しうるところの国際法によって解決を与えなければならないと主張している。このような主張に関連して、とくに最近の社会的大動乱（第二次世界大戦）をへて、人民生活に急激な深層の変化がもたらされ、それによって新国際法の急速な形成が促進されたこと、個体主義的制度に基礎をおく伝統的国際法と相互依存制度に基礎をおく新国際法の相違点、また新国際法の性格および目的等について極く簡単にふれられているが、彼の唱える新国際法の一般論につい

ては概括的な展望にとどめ、問題を勧告的意見の要請に直接関係のある四つの事項に限定し、そのおのおのについて新国際法的主張を展開している。四つの事項とは、A. 国家の権利の制限 B. 国家の権利の行使 C. 権利の濫用 D. 条約の解釈、とくに国際機構を創設する条約の解釈の諸事項である。以下順をおってみていこう。

### A. 國家の権利の制限

古典国際法において認められていた絶対主権の観念は、今日においてもはや認められない。国家の権利は一般利益、国際社会の利益によって制限されなければならない。また国家の権利に濫用があったかどうかも一般利益、国際社会の利益にてらして決められなければならない。もしも諸国がその権利を自由に、無制限に行使しうるとすれば、連帯性、一般利益、人類の幸福等について語ることは無意味となってしまいうだろう、従ってこれらの観念が意味をもつためには、諸国の権利が制限に服するということが不可欠となると述べている。

国家の権利の制限をきめたひとつの例として、世界の平和および安全を保障するために必要な限りにおいて、原子力管理に関し、相互主義の基礎の上に諸国の主権的権利の行使の制限を約束することをすべての国に勧告した第4回総会の決議をあげている。

### B. 國家の権利の行使

国家の権利の行使には濫用があってはならず、権利の行使には一定の限界があることが指摘され、通過の権利の例をあげ、通過する国の天然資源、戦略基地、要塞等の情報をうるためにこの権利を利用することがあるとすれば、それは権利の濫用となりうると述べている。

### C. 権利の濫用

これはまえの二つの事項と密接に関連がある。若干の公法学者はすでに第一次大戦以来、この権利濫用の観念が国際法のなかにおいても認めらるべきであると主張しているのであるが、今日においては、人民生活の新しい諸条件の

ゆえに、この観念は認めらるべきであるといい、また国際司法裁判所はこの観念を助成していかなければならないと述べている。

権利濫用の観念を認めるとして、一体だれがその有無を判断するのか。国家の権利濫用を認定する最も重要な機関として、安全保障理事会、国連総会および国際司法裁判所の三つをあげている。その他それぞれの権限に属する事項に関して経済社会理事会、信託統治理事会等、国際連合によって創設された他の諸機関があると述べている。

#### D. 条約の解釈、とくに国際機構を創設する条約の解釈

国際生活における大きなダイナミズムのゆえに、今日では、国際生活にほとんど変化のなかった時代におけるとは異なるように条約の解釈はなされなければならない。条約の解釈は、諸制度および法規則がつねに人民生活の新しい諸条件に調和するようになされなければならない。国内裁判所においては、現代生活の諸要求に適合するように私法を解釈しているが、人民生活のダイナミズムが国内生活のそれよりも一層大きい国際的事項についての解釈に関しては、なおさらそうでなければならない。国際生活においては、その大きなダイナミズムのゆえに、政治が法を追い越す傾向にある。例へば連合国とドイツとの間には、まだ平和条約は締結されていないから、伝統的国際法によるならば、両者の間には戦争状態が依然として存在しているといわなければならない。しかしながらそのような状態はうけいれられないと人々は考えているし、またそのような状態をおわらせるべき努力がなされている。

そこで新しい解釈の理論、技術をうちたてなければならないと述べ、条約解釈の旧来の方法にみられる四つの特色と、今後採用すべき新しい解釈方法の特色とを比較対照して述べている。

まず旧来の解釈方法の特色として次の四点があげられる。

A. 条約に区別を設けず、すべての種類の条約に同じ解釈規則を適用していた。

B. いうならばテキストの奴隷であった。テキストが明瞭なときには、

字句通りにそれは適用されねばならなかった。しかしそれがどのような結果を招くことになるかを考慮することはなかった。

C. テキストが曖昧なときには議事録 (travaux préparatoires) にたよった。

D. テキスト, とくに条約の解釈はいわば不変であった。たとえ所定の事項に変化がみられたとしても, 解釈にはいかなる変更もなされなかった。

以上の四点と対比して, 次のような新しい解釈方法の特色があげられる。

A) 各種の条約の間に区別を設けなければならない。犯罪人引渡条約のような普通の二国間の条約と政治条約とを同じ方法で解釈することはできない。とくに平和条約, 国際法の原則を制定する条約, および国際機構とりわけ世界的機構を創設する条約の三種は区別されなければならない。これらの条約はいずれも政治的および心理的性格をもっている。

平和条約は実力によって課せられるものであり, また国際法の原則あるいは国際機構を創設する条約は, それを編纂する諸国によって作られるもので, 新しい署名国はすでにできあがっているものを単にうけいれるにすぎない。従ってこれら三種の条約は字句通りに解釈さるべきではなく, とくにこれらの条約が追求している目的を考慮しつつ解釈されなければならない。

B) テキストの奴隷であってはならない。テキストを生かし, 国際生活の新しい諸条件にそれを調和させるように解釈しなければならない。

テキストの用語が明瞭であるようなときは, そのことからだけでもテキストを字句通りに追う必要はないわけであって, むしろそれを適用することによって導かれる結果を考慮すべきである。多数国間条約は辞書を手にして作成されるものではなく, むしろそれは妥協の産物であり, テキストのなかに使用される表現には, そのような妥協の影響がみられることがしばしばである。

常設国際司法裁判所は, ダンチッヒにおけるポーランドの郵便業務に関する事件において, 条約の言葉はそれが普通にもっている意味で解釈すると不合理な, また無意味なものとなってしまうという場合のほかは, その言葉のもつて

いる普通の意味で解釈すべきであると述べているが、現在においては、このような場合のほかに、テキストの規定の普通にもつ意味における解釈が、問題とする制度の目的または国際生活の新しい諸条件に反することにならない場合には、ということをつけ加える必要がある。

この点についてのひとつの決定的な論証として事情不変更約款 (la clause *rebus sic stantibus*) がある。この約款によれば、ある条約の締結当時の状況が根本的に変化したときは、その条約は無効となるというのであって、これは暗黙のうちに久しく認められてきている。最近においてこの約款が国際法から私法のなかへ移入されたことからみても、この約款の正しさは疑う余地がない。

事情変更の原則が認めらるべき理由と同様な理由から、条約の明瞭な規定でさえも、国際生活のなかにおきた変化のために、それを適用することが明らかに不当な結果を招くようなことになる場合には、またその適用がその制度の目的に反するような結果になる場合には、その規定は無効となるか、あるいは国際生活の変化に適合するような解釈をうけいれるかしなければならぬということを確認すべきである。さもなければ書かれたテキストと現実との間に深くいちがいが生ずることになる。そのようなことは容認しがたいことである。

さらに解釈によって、ある機構が、その機構設立の基礎となっている条約テキストにおいては認められていない権利を、その権利が同機構の性質および目的に合致するものであるならば、認めることができる。かくして国際連合がうけた損害の賠償に関する1949年4月11日の勧告的意見のなかにおいて、国際司法裁判所は、国際連合の性質および目的からみて、同機構は単にその機構自身がうけた損害についてだけでなく、その機構の機能を執行中の国連職員がうけた損害についても賠償を請求する権利をもっていると宣言した。裁判所は、従って、憲章中では明らかに国際連合に付与されていなかったところの、そして伝統的国際法によれば国家だけに属しているところの権利を国際連合に認めたのである。裁判所はこのようにしてひとつの権利を創設した。しかして裁判所はそうする能力をもっているのである。

ましてや裁判所は、先に指摘したような環境がそれを要求するときには、権利を制限したり、またその権利にテキストの字句通りの解釈からはでてこない他の効果を与える能力をもっている。

C) 例外的な場合を除いては、将来においては条約——それが曖昧であるとしても——の解釈、とくに国際機構に関する条約の解釈から議事録の検討を排除しなければならない。事実、議事録は次のような理由から次第にその価値を減じてきている。a) そこにはあらゆる種類の意見がみいだされる。国家、また委員会ですえひとつの考えを主張したのちに他の意見を採用するために前の考えを放棄することが行われる。b) 国家は条約に署名する場合に、議事録を考慮しないし、議事録の内容を知らない場合さえしばしばある。c) 国際生活の増大するディナミズムは、社会生活の新しい諸条件にテキストがつねに調和を保つべきであることを要求する。

従って、後をふりかえりながら、すなわち議事録を検討しながらではなく、前をみながら、すなわち国際生活の新しい諸条件を考慮しながら条約の解釈、とくに国連憲章の解釈はなされなければならない。条約、テキストはひとたび確立されると個有の生命を獲得する。従って条約を作成した人達の意図をではなく、現代生活の諸要求を考慮しつつ、それを解釈していかなければならない。

D) 条約の解釈は不変であってはならない。関係事項に重大な変化がおこったならば、その解釈は変えられなければならない。

条約の解釈に関して以上のような考察を行ったのちにアルヴェレスは次のようにいう。解釈によって、国連憲章をふくむ条約のなかに多かれ少なかれ重要な変更をもたらすことができる。このことは条約は不動であると信じている人達を驚かすかもしれないが、しかしそれらの変更は国際生活のディナミズムの当然の結果である。不合理な結果を招くことがあってもあくまでもテキストの不動的維持の立場をとるべきか、それとも必要ならばテキストの変更を認める立場をとるべきか。この二者択一においてもはやなんら迷うことはない。

以上述べたような国家の権利制限の理論、権利濫用の理論、および条約解釈の新しい理論を、国際司法裁判所がその判決または勧告的意見を通して確立することができたならば、裁判所は国際法および平和の原因に大きな寄与をすることになろうと述べている。

提起された問題との関連において、アルヴァレスは以上のようにその新国際法的主張を展開しているのであるが、このような観点からして裁判所の意見には賛成することができないという。裁判所の意見は、ある国の加入を安全保障理事会が勧告しない理由の間に区別を設けていない。また裁判所は安全保障理事会の勧告があつたかどうかということだけを考慮すべきであると考へている。このような意見には同意できない。

また裁判所は、もしも安全保障理事会が総会に勧告をしなかったならば、総会は安全保障理事会に対していかなる行動もとれないと考へている。従つていずれにしても総会は消極的な役割しかもたないということになる。このような裁判所の見方にも反対し、総会の役割は、新メンバーの加入の決定を下すのは総会であるという理由から、むしろ積極的なものとみるべきであると主張している。

裁判所の意見に対するこのような批判につづいて、彼の反対意見の結論が述べられる。

まず憲章第4条2項によれば、総会は同条項に示されている諸条件をそなえている国の加入を決定するのであるが、その場合に安全保障理事会の勧告があつたということが必要とされている。この場合に二つの事態が考えられる。第一は候補国が安全保障理事会において所要票数をえられなかったという場合であり、この場合にその国の加入は総会に勧告されない。これは国際司法裁判所の裁判官の選挙の場合と同じように考えられる。第二は候補国が安全保障理事会において所要票数はえられたが、一常任理事国が反対した、すなわち拒否権を行使したという場合である。とくに問題としなければならないのはこの場合である。しかしてこのような事態に際しては、総会はその拒否権を鑑定する

ことができる、とアルヴァレスはいう。

拒否権に関しては次のように述べている。拒否権は国連憲章第27条3項によって規定されているが、もしも第5,6,7,8章の規定を吟味するならば、この権利は世界の平和と安全の維持に関する事項だけに認められているものであるということがわかる。第24条は、国連加盟国は国際の平和および安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせると宣言している。かくしてナポレオン戦争後につくられた「ヨーロッパ執政府」(Directoire européen)と同様なものが、世界的規模においてほぼ確立された。このような体制の創設は、紛争の場合に大国が主要な役割を演ずることになるので、極めて推賞すべきものであり、また正当なものである。安全保障理事会は、平和と安全に関する事項と同程度に重要な事項については、もしも一大国が反対するならば決定を下すことは不可能であろう、ということは充分に理解できる。何となれば、もしもそのような決定がなされたとすれば、その大国は自己の意志に反して、とらるべき措置に参加することを余儀なくされることになり、しかしてそのようなことは非常に危険なことだからである。

しかしながら拒否権の行使は、その正当な限界内にたもたれなければならない。この権利を規定した第27条の字句は、それだけを孤立してみるならば明瞭である。しかしもしも国際連合の性質および目的にてらして考え合わせてみるならば、もはや決して明瞭ではない。

拒否権は安全保障理事会が行動しうるすべての場合に自由に行使しうるものであると決めることは、平和および安全の維持に関する事項以外の事項においてさえ、大国一国だけの意志をもって安全保障理事会および総会の他のすべてのメンバーの意志を挫折させることができる、ということを決めることになるであろう。しかしてそれは国際連合を無力化するものである。

国際連合の性質および目的にてらして、拒否権の自由な行使は認めることができないとアルヴァレスは解しているのであるが、さらに拒否権および安全保障理事会と総会との関係について次のように述べている。

かりに、新メンバーの加入の勧告に関しても、安全保障理事会の常任理事国は拒否権を自由に行使しうるということが認められるとしても、総会はこの

権利の濫用があつたかどうかを決定することができ、濫用があつた場合には、総会は安全保障理事会の勧告なしに加入を処理することができる。

拒否権の行使を鑑定しうるのは安全保障理事会だけであるという意見があるが、これには賛成できない。総会は、ある加入申請国をいかなる理由のために勧告しなかつたかを、安全保障理事会に問合わせる権利をもっているだけでなく、また拒否権の濫用の有無を鑑定する権利をもっている。

憲章第10条および第11条によれば、総会は安全保障理事会に対し勧告をすることができる。ましてや総会は、そうすることが適当であると考えられる場合には、安全保障理事会に注意を与えることができる。総会がこのような権利を明示的に与えられているということは必要ではない。何故ならこの権利は総会のもつ権限の当然の結果だからである。

結論は以上のとおりであるが、最後にこのような解決が国連憲章の精神にも、また常識にも同時に一致するとして、反対意見を次のように結んでいる。

この解決は国連憲章の精神に一致する。国連憲章によれば、国際連合は世界的使命をもっている。従つて第4条に規定されている条件をみたしているところの国際社会のすべてのメンバーは、国際連合への加入を承認すべきである。これらの国々は加入を承認すべき権利をもっている。

またこの解決は常識にも一致している。何故なら、もしも拒否権は自由に行使されうるものであるということを認めたならば、ある国の候補国たる資格が、一国を除く安全保障理事会のすべての理事国により、また総会のすべてのメンバーにより認められたとしても、その国はたった一国の反対によつて国際連合への加入が承認されないということがおこりうるであろう。かくしてたった一票が国際連合の他のすべての加盟国の票を打破ることになるだろう。これほどナンセンスなことはない。